

健感発 1002 第 1 号
子母発 1002 第 1 号
平成 30 年 10 月 2 日

埼 玉 県
千 葉 県
東 京 都
神 奈 川 県
愛 知 県
埼玉県内保健所設置市
千葉県内保健所設置市
東京都内保健所設置市
神奈川県内保健所設置市
愛知県内保健所設置市
特 別 区

衛生主管部（局）長 殿
母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

風しんの届出数の増加が認められる5都県における
産科医療機関と連携した風しん対策について（協力依頼）

感染症対策及び母子保健の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の風しんの届出数の増加については、すでに別添1の「風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）」（平成30年8月14日付健感発0814第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、都道府県等の衛生主管部（局）長宛てに、風しんに対する一層の対策の実施をお願いしたところです。

現在、特に、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び愛知県（以下「5都県」という。）において、風しんの届出数の増加が続いています。平成30年9月27日に開催された厚生科学審議会感染症部会の議論を踏まえ、特に先天性風しん症候群（CRS）を防ぐ観点から、5都県において下記の対策の実施を協力依頼することといたしました。つきましては、貴管内の市区町村に周知して頂くとともに、医療機関等の貴管内関係者へ周知するとともに、風しんに対する一層の対策の実施をお願いします。

なお、別添2のとおり、本日、日本産婦人科医会に対し同趣旨の通知を発出していることを申し添えます。

記

- 1 管内の産科医療機関と連携し、以下の事項に取り組むこと。
 - (1) 産科医療機関において、妊娠判定検査の際等、医師が妊娠の徴候を確認した場合、胎児の生存の確認前であっても医師等から妊娠の徴候を有する者及びその同居家族に対し、風しんに対する注意喚起を行うこと。貴自治体において無料の抗体検査事業等を実施している場合には、当該事業等を活用しつつ、抗体検査を受けるよう、併せて周知すること。
 - (2) 自治体の担当窓口において、妊婦から妊娠届出書の提出を受ける際又は母子健康手帳を交付する際に、妊婦が風しんの抗体検査を受けることの重要性や、風しんの抗体価が低い場合に備え、妊婦の同居家族が抗体検査を実施すること及び必要に応じて予防接種を受けることの重要性を妊婦に対して伝えるよう徹底すること。貴自治体において無料の抗体検査事業等を実施している場合には、当該事業等を活用しつつ、抗体検査を受けるよう、併せて周知すること。
 - (3) 産科医療機関において、妊婦健診の際に実施する風しんの抗体検査の結果、妊婦の抗体価が低いことが分かった場合には、次回の妊婦健診まで待たず、受診の機会を設ける等により、速やかに抗体価が低かった旨の伝達を行うなど、早期の注意喚起のための工夫をすること。
 - (4) 妊娠を希望する女性が不妊治療等のために産科医療機関を受診した際には、当該医療機関において、当該者及びその同居家族に対し、妊婦が症状を伴う感染を起こした場合、出生児が先天性風しん症候群になる可能性が妊娠1ヶ月目で50%以上あることを明確に伝え、その上で抗体検査と必要に応じて予防接種を受けるよう、説明すること。また、貴自治体において無料の抗体検査事業等を実施している場合には、当該事業等を活用しつつ、抗体検査を受けるよう、併せて周知すること。

別添1：風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）（自治体衛生主管部局長宛て）（平成30年8月14日付通知）

別添2：風しんの届出数の増加が認められる5都県における産科医療機関と連携した風しん対策について（協力依頼）（日本産婦人科医会宛て）（平成30年10月2日付通知）